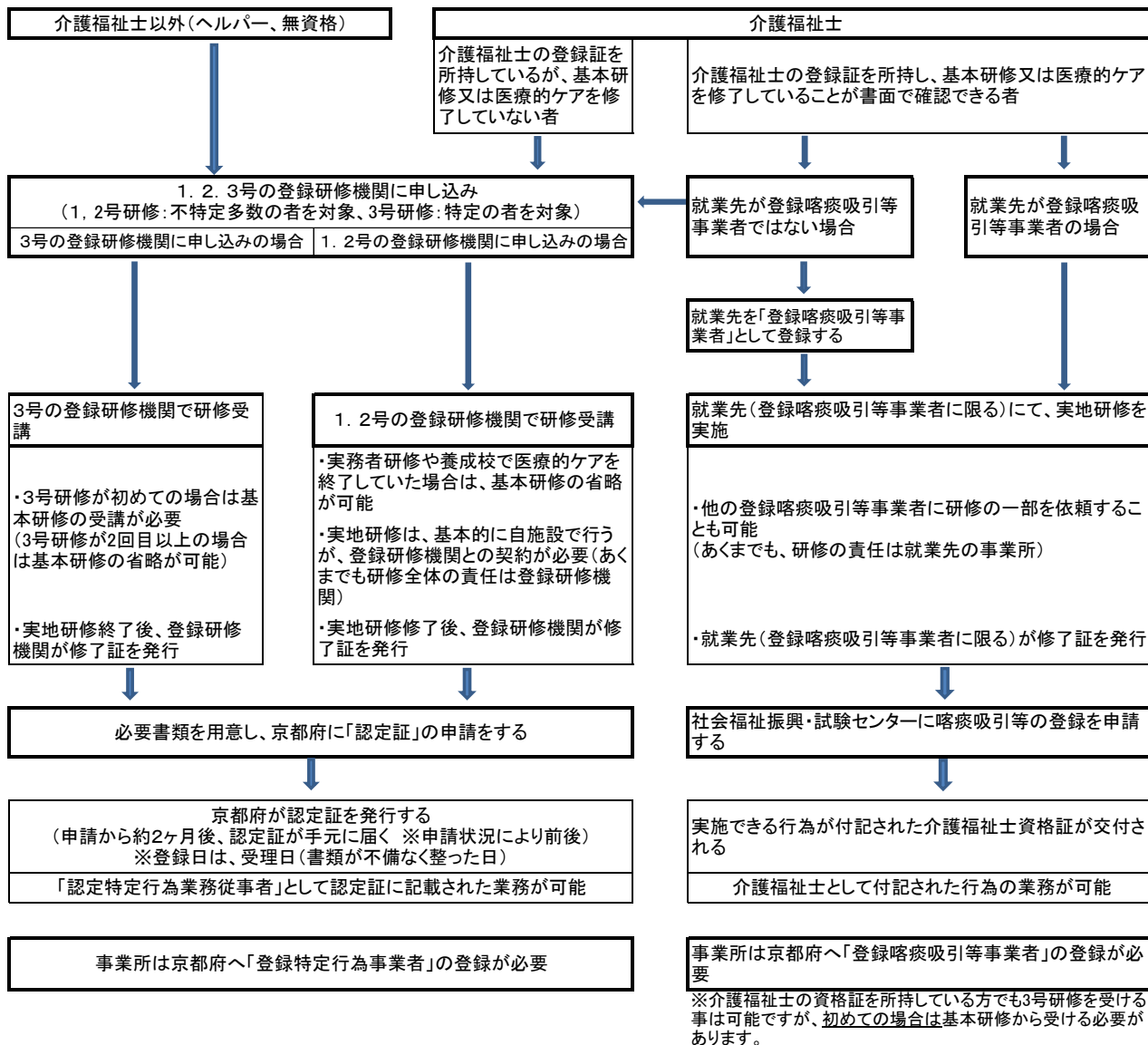


介護従事者が喀痰吸引等の行為を行えるようになるまでフロー図



※1. 「認定証」でケアをしていた介護職員が、平成29年1月以降の介護福祉士に合格した

ア、イどちらでも可能。「認定証」に記載のない行為のみを、介護福祉士として実地研修を行うことも可能です

ア)「認定証」のまま、業務を続ける

イ)社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の登録を申請する

※2. 他事業所での実地研修について

就業先(自施設)で研修のすべてを修了させることが基本ですが、看護師配置がない事業所は、他事業所への依頼なども可能です。しかし、研修の責任はあくまでも就業先である「登録喀痰吸引等事業者」であり、修了証の発行、管理、京都府への報告等が必要です。また、病院、診療所での実地研修はできません。自宅や登録喀痰吸引等事業者に限ります。なお、依頼する場合は内容や支払いについて事前に充分調整してください。

(パターン1) 入所施設等	就業先に利用者も指導看護師もいる → 実地研修の全てを就業先で行う
(パターン2) 訪問介護等	就業先に利用者はいるが、指導看護師がいない → 他事業所指導看護師の派遣を依頼する
(パターン3) 退所後のため	就業先に指導看護師がいるが、利用者はまだ入所中で退所予定 → 指導看護師と介護福祉士が、入所先(登録喀痰吸引等事業者に限る)に研修に行く → 介護福祉士のみ、入所先(同上)に研修に行き、指導看護師も依頼する
(パターン4) 今後のため	就業先に利用者がいない → パターン1の事業所に研修を依頼することは可能ですが、おすすめしません
(パターン5) 資格のため	就業していない → 研修は受けられません